

## 第 3 章

# 計画の基本的な方向と体系

## 1. 基本理念

### 誰もが 住み慣れたまちで 安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり

この基本理念は、名張市社協の組織理念であり、「社協発展・強化計画」「年度事業計画」を含め、組織として一貫して目指すものです。

この言葉には以下のような意味を込めています。

だれもが	暮らすすべての人が（でも一人ひとりを大切に）
すみなれたまちで	生まれ育った人はもちろんのこと、移り住んだり、呼び寄せられた人にとっても
あんしんして	身近な人などだれかとの“つながり”を感じながら（たとえ介護などの援助が必要となっても）
じぶんらしく	だれかに認められ、自分の意思が尊重され、
くらせる	役割や生きがいを持って生活を営む

## 2. 第2次地域福祉活動計画の基本目標

### “つながり”を実感できる暮らし創り

～ 人とのつながり、地域とのつながり、世代をこえたつながり ～

“つながり”とは、身近な人とのつながりを大事にしながら、「人」「場所」「時間」といった異なる様々な“つながり”をもって、地域福祉の支援が必要となる人を“独り”にしないという意味を込めています。

## 3. 名張市社協が取り組む支援の方向

### “自立”と“選択（自律）”が難しい人への支援 地域や人とのつながりの薄い人への支援

名張市社協の専門性を発揮し、直接かかわる個別支援や、地域やボランティア等住民による活動支援やネットワークづくりを通して、「制度や専門職だけでは支えられない」「地域社会の理解や協力がないと支えられない」人への支援に取り組めます。

#### 4. 基本目標を達成するために重点的に取り組む事業（2つの重点事業）

名張市社協として地域福祉活動推進のための支援体制を整備するため、次の事業に取り組めます。

##### （1）小地域ネットワーク事業とボランティアセンター事業の包括的な支援体制の構築

- ・“人”と“地域”をつなげる支援—小地域ネットワーク事業
- ・“人”と“人”をつなげる支援—ボランティアセンター事業

##### （2）なほり暮らしあんしんセンター（仮称）の体制確立

- ・3つの重点機能
- ・機能充実に向けて新規に検討をすすめる事業

#### 5. 基本目標を推進していくために取り組む事業（5つの推進項目）

「一人ひとりの“気づき”から、みんなで“築く”」ための5つの推進項目にそって、地域住民やボランティア等活動者、関係団体・機関等とともに取組みをすすめます。

推進項目 (キーワード)	事業領域	取組み内容	主な協働団体
<b>気づきあおう</b>	地域福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解と協力の輪を広げるための福祉教育をすすめます</li> <li>・子どもたちがボランティア活動に気軽に参加できるきっかけづくりをすすめます</li> </ul>	学校、当事者団体、ボランティア団体、行政等
<b>知らせあおう</b>	広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動を多くの住民に広く知ってもらうための活動をすすめます</li> <li>・20代から40代の世代の人が参加したい(しやすい)活動をみつけます</li> </ul>	学校、ボランティア団体、企業等
<b>支えあおう</b>	在宅支援 地域支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者家族の人が気軽に集える居場所を、ともにつくります</li> <li>・“つながり”が途絶えないための誰もが気軽に集える居場所づくりを応援します</li> <li>・障害者と社会とのつながりづくりをすすめます</li> </ul>	地域づくり組織、民生委員児童委員、当事者団体、ボランティア団体、まちの保健室、福祉施設等
<b>ふれあおう</b>	交流活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者との世代間交流をすすめます</li> <li>・子育て中の親子同士の交流の場を提供します</li> <li>・子どもたちのボランティア活動への参加を応援します</li> <li>・高齢者や障害者、子育て中の親子等が音楽を通じて交流できる場を提供します</li> </ul>	ボランティア団体、福祉施設、行政等
<b>築きあおう</b>	支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動が住民の理解と協力で継続できるしくみを構築します</li> <li>・「課題」や「情報」、「知恵」を共有できるネットワークを構築します</li> </ul>	学校、地域づくり組織、ボランティア団体、福祉施設等

## 6. 第2次地域福祉活動計画の体系

### 【名張市社協の組織理念】

誰もが住み慣れたまちで 安心して自分らしく暮らせる 福祉のまちづくり

社協として支援体制を整えます

### 2つの重点事業

- (1) 小地域ネットワーク事業とボランティアセンター事業の包括的な支援体制の構築
- (2) なばり暮らしあんしんセンター（仮称）の体制確立


### 5つの推進項目

～一人ひとりの“気づき”から、みんなで“築く”へ～

<b>気づきあおう</b> (地域福祉教育)	・高齢者・障害者・妊産婦についての理解と思いやる心の育成 ・ボランティア活動へのきっかけづくり
<b>知らせあおう</b> (広報啓発活動)	・ボランティアや福祉活動の広報・啓発 ・社協の事業内容や役割等についての広報・啓発 ・事業参加を通じた広報・啓発
<b>支えあおう</b> (在宅支援、地域支援活動)	・当事者家族の居場所づくり ・介護者同士の交流・リフレッシュの機会提供 ・身近な地域での居場所づくりの充実と発展 ・障害者のボランティア活動等社会参加支援
<b>ふれあおう</b> (交流活動)	・施設利用者と子どもたち（保護者を交えた）との交流の場づくり ・おもちゃ図書館の充実 ・子どもたちのボランティア活動機会の拡充 ・音楽を通じた交流の場づくりの拡充
<b>築きあおう</b> (支援ネットワークの構築)	・募金と活動をつなげるしくみづくり ・活動者同士での課題解決に向けた話し合いの場の提供 ・福祉施設との交流の場づくり

地域や住民とともに取り組めます

“つながり”を実感できる暮らし創り



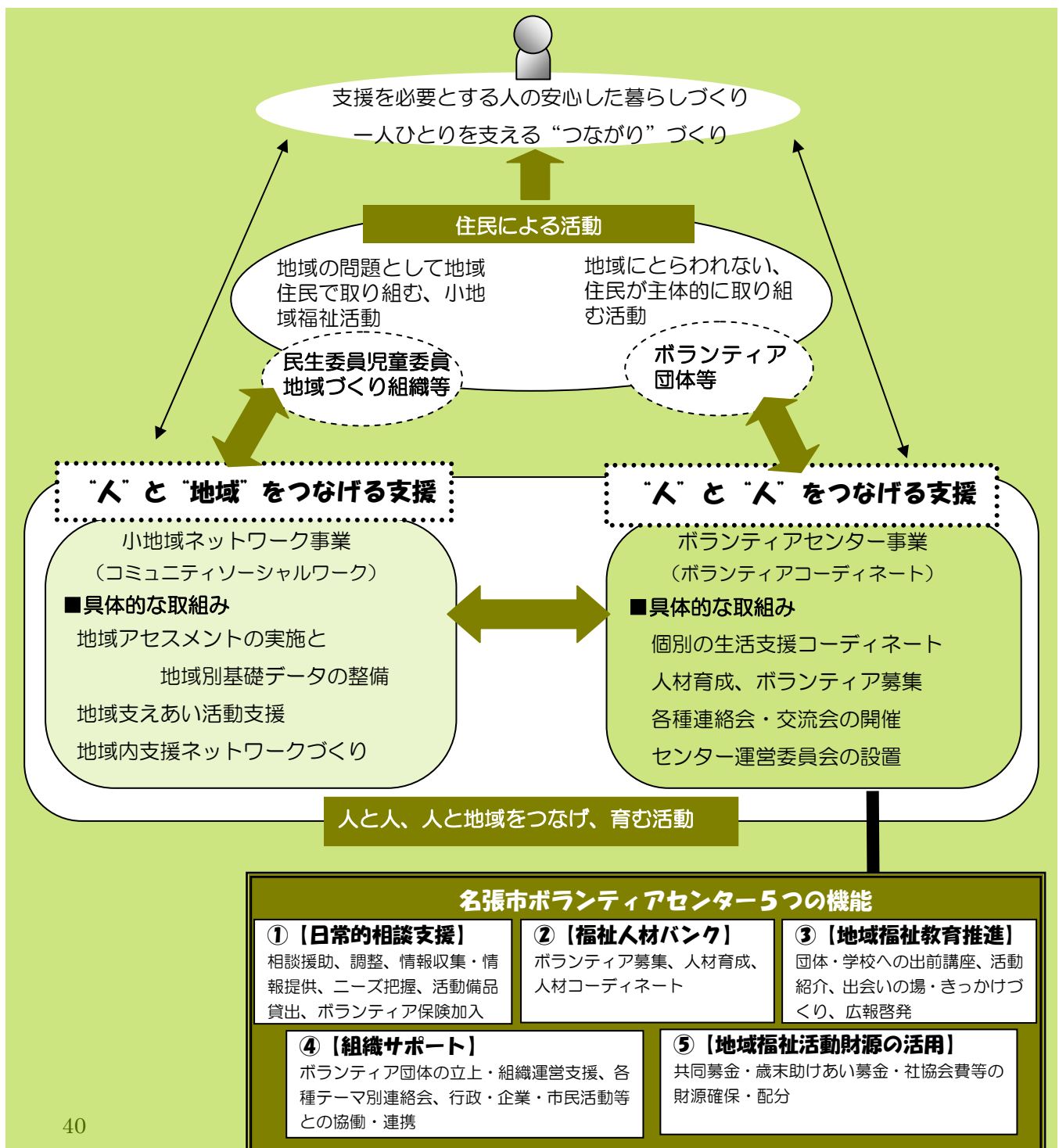
## 第4章

### 2つの重点事業

## 1. 小地域ネットワーク事業とボランティアセンター事業による

### 包括的な支援体制の構築

住民による福祉活動は、地域特性や課題の重要度、活動内容や活動形態など多様化していることから、名張市社協では、地域に根ざした活動をはじめ地域にとらわれず社会的課題に取り組むボランティア活動など、各活動に沿った支援を行う総合的な体制を整備します。そして、支援を必要とする人が安心してその地域で暮らしていくための、一人ひとりを支える“つながり”づくりに取り組むボランティアや民生委員児童委員等住民による活動を支え、ともに地域福祉を推進していきます。



## (1) “人”と“地域”をつなげる支援—小地域ネットワーク事業

各地域では、身近な地域での安心した暮らしにつながるよう、ふれあい・いきいきサロンや配食ボランティア活動など日々の暮らしの中での見守り活動や、個別の福祉ニーズに対する地域支えあい活動などの様々な福祉活動に取り組まれています。

名張市社協では、各地域で継続的な活動が展開されるよう、地域特性や担い手の問題などニーズや実情に沿って、既存の活動を支え新たな取組みをサポートする体制を強化します。

### 【地域アセスメントの実施と地域別基礎データの整備】

地域の福祉課題や支援活動状況などの情報を、地域づくり組織や民生委員児童委員、まちの保健室等と共有を図るため、地域の現状と傾向がみえる各種統計調査と地域福祉活動状況といった福祉基礎情報をはじめ、活動者が捉える福祉課題やボランティア登録者数などの名張市社協が把握するデータを地域別に整理し、福祉活動に必要な基礎情報となる地域別基礎データを整備し活動支援を行います。

また、地域づくり組織の地域役員等の活動者が短期間で交代する場合や、新たな活動仲間が加わった場合など、地域の課題や活動状況を円滑に共有できるようデータの活用を広げます。

### 【地域支えあい活動支援】

「地域ささえあい」とは、見守りの必要な人を漏れなく把握し、制度では対応できないような福祉課題について、地域内に有償ボランティア組織を立ち上げ、助けあいの活動を安定的に実施していく事業として、第2次地域福祉計画の重点事業に位置付けられています。

名張市社協では、この取組みをはじめ地域内での様々な助けあい活動を実施する地域づくり組織に対して、情報提供や活動上の課題解決に向けた助言等により、それぞれの地域で実践されている活動の支援に取り組めます。また、新たに立ち上げる地域の支援活動として、「地域支えあい活動連絡会」を通じ、事例検討内容や立ち上げから運営上の課題、課題解決に対する取組み等を、「実践マニュアル」や「活動Q&A」等として活動者とともに整理し、地域での支えあい活動をサポートする体制を構築していきます。

### 【地域内支援ネットワークづくり】

既存の制度では対応できない「ほっておけない」「見てもらえない」「何とかできないか」といった地域の福祉問題や、地域別基礎データ等から見えてくる福祉課題を、埋もれさせてしまうことなく地域の課題として受け止め、一つひとつついでにないに向き合い、地域みんなで取り組むための地域内支援ネットワークの構築を目指します。そのためには、民生委員児童委員とのつながりをこれまで以上に深め、地域づくり組織の福祉部会等の話し合いの場へ参加するなど必要な活動支援を行っていきます。

また、地域の実情にあわせて、まちの保健室やボランティア団体、サービス事業所なども

地域別基礎データ（イメージ）			
	○地域	全市	備考
年代別人口	…	…	
要介護認定者数	…	…	
：	…	…	
統計調査よりの考察			
サロン数	…	…	
福祉施設数	…	…	
：	…	…	
地域資源よりの考察			
ボランティア登録者数	…	…	
老人福祉センター利用者数	…	…	
：	…	…	
社協データよりの考察			
基礎データ考察			



参加して地域の課題を話し合える場づくりについて、地域とともに検討をすすめます。

## (2) “人”と“人”をつなげる支援ーボランティアセンター事業

ボランティアセンターでは、ボランティア活動の推進・支援拠点としてのみならず、地域福祉活動推進の共通基盤となるよう機能を整理し、ボランティア等に関する様々な相談、活動支援を通じて見える個々の活動上の課題や福祉ニーズに対し、その解決に向けて活動者とともに取り組みます。

### 【個別の生活支援コーディネート】

ボランティアをお願いしたい人の声がボランティアセンターにつながるよう、身近な相談窓口である民生委員児童委員やまちの保健室と連携し、制度では対応できない一人ひとりの福祉ニーズの把握やボランティアセンターの周知に取り組みます。

あわせて、登録ボランティアの中から個別支援可能な個人や団体を把握し、オリエンテーションの実施や将来的な活動に向けた意見交換会などの機会を設け、スムーズなコーディネートをを行います。

### 【人材育成、ボランティア募集】

ボランティア依頼等の相談や活動者が抱える課題などからみえる福祉問題をふまえて人材を発掘・育成し、活動へつないでいきます。また、ボランティア募集方法について見直し、単発的に活動する個人ボランティアの参加を増やす工夫を検討するなど、ボランティア参加を促進する取組みをすすめます。

#### ・ 地域ニーズに応じた人材育成支援

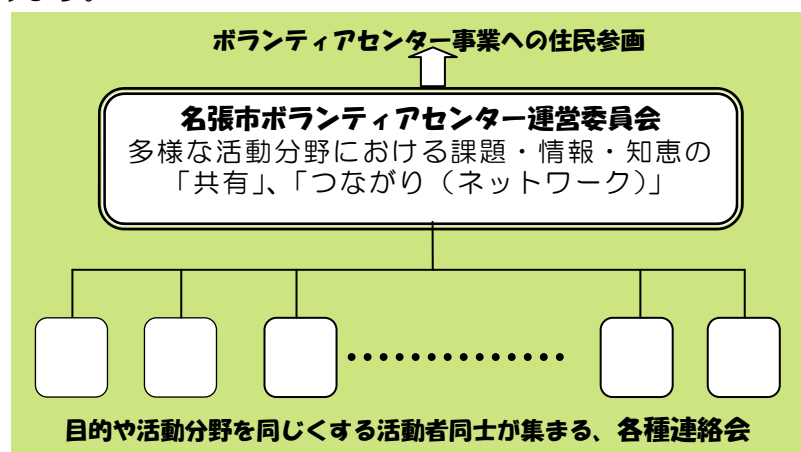
地域づくり組織では「地域ビジョン」が策定され、各地域における福祉活動についても計画的に取組みがすすめられようとしているなか、活動を担う人材がますます求められます。各地域の実情にあわせた人材発掘・育成を支援するため、地域づくり組織等地域の活動者とともに検討・企画の実施に取り組みます。

### 【各種連絡会・交流会の開催】

目的や活動分野を同じくする活動者同士が集まる連絡会などを開催し、意見交換や課題の共有、これからの活動の方向性の検討など、課題解決に向けた話し合いの場を設け、活動者同士のつながりをつくり活動の活性化を図ります。

#### ・ 地域支えあい活動連絡会

地域支えあい活動は、今後も新たな地域で取組みが検討・実施されることが予測され、円滑な運営に向け組織化や担い手の育成など活動上の諸問題に対し、情報や知恵を共有する場として「地域支えあい活動連絡会」を開催します。





【ボランティアセンター運営委員会の設置】

地域や活動内容を越えて「課題」や「情報」、「知恵」を共有できるネットワーク（= つながり）をつくることにより、一つひとつのニーズや課題が全体の課題として認識でき、その課題解決のため、ボランティアセンター事業の展開を活動者とともに協議してすすめる体制をつくりまます。その体制として、目的や活動分野を同じくする活動者同士が集まる各種連絡会等から主体的な参画を得て「名張市ボランティアセンター運営委員会」を設置し、支援を必要とする人の安心した暮らしにつながる地域福祉活動の充実と展開に取り組むためのボランティアセンター事業の企画、活動支援をすすめます。

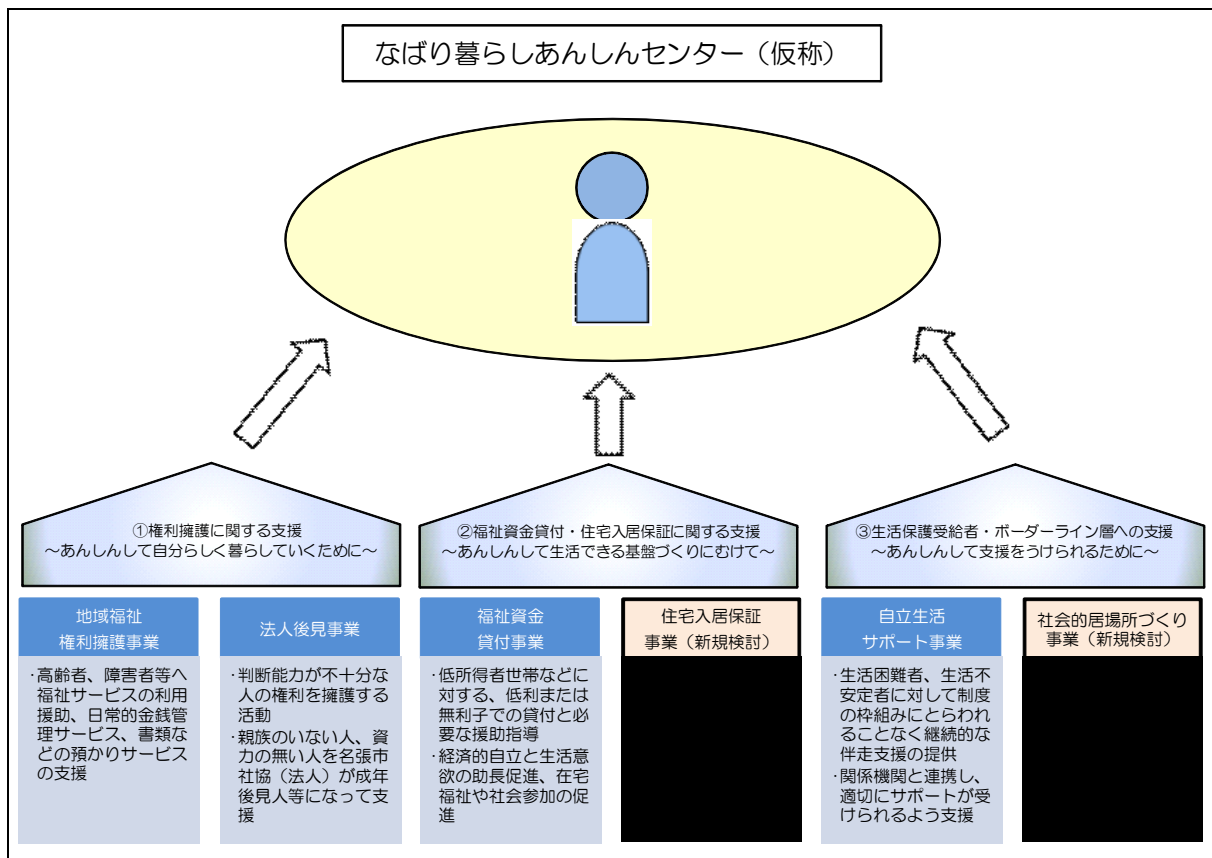
(3) 具体的な取組み

取組み項目	24年度	25年度	26年度
地域アセスメントの実施と地域別基礎データの整備	・各地域の情報を収集し、整理した地域別基礎データの整備	・地域別基礎データの更新・充実	→
地域支えあい活動支援	・各地域づくり組織における活動情報の収集、情報等提供 ・立ち上げ支援	→ ・実践マニュアル、活動Q&Aのとりまとめ	→ →
	・地域支えあい活動連絡会の企画検討	・地域支えあい活動連絡会開催	→
個別の生活支援コーディネート	・民生委員児童委員、まちの保健室との連携によるニーズ把握やセンター周知 ・コーディネート実践からの課題抽出 ・個別支援コーディネート体制の検討、準備	・オリエンテーション又は意見交換会開催	→
人材育成、ボランティア募集	・生活支援員養成研修の実施  ・ボランティア募集方法の見直し ・単発ボランティアの参加方法や機会づくり等検討	・個別の生活支援につながる人材育成の検討 ・試行的実施  →	・実施  ・振り返り  →
	・各地域に求められる人材の育成を地域づくり組織とともに検討・企画	→	→
ボランティアセンター運営委員会の設置	・運営委員会設置準備 ・運営委員選出母体となる各種連絡会の選定	・運営委員会設置	・企画、活動実施

## 2. なばり暮らしあんしんセンター（仮称）の体制確立

地域社会には様々な生活困難を抱えている人がいます。ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加、貧困、失業などによる孤立など、わたしたちの暮らす地域の生活環境は、経済の構造的な変化の影響はもちろんです。家族、地域の脆弱化やつながりの変化の中で、大きく様変わりが続いています。

人は誰もひとりでは生きていけません。困難に遭遇したとき、寄り添ってくれる人がいることで、困難への対処力が高まり自立（自律）した生活を取り戻すことができます。名張市社協では、“つながり”を結び直す個別支援にむけた取組みを一層充実させるため、既存事業を「なばり暮らしあんしんセンター（仮称）」として統合し、新たな福祉課題に 대응べく新規事業を検討、補完し、住民が様々な苦難に遭遇したとき、制度の枠組みにとらわれず、相談・援助を展開し、一人ひとりの“あんしん”につなげる総合的な支援体制を確立します。



### （1）なばり暮らしあんしんセンターの3つの重点機能

#### ① 権利擁護に関する支援

判断能力が低下しても、その人の状況に応じて福祉サービスや地域の様々な福祉活動などによる援助が切れ目なく提供されるよう、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）と名張市社協が自ら後見人等となる法人後見事業（平成23年6月事業開始）を併せて展開し、総合的な権利擁護を推進できる体制を確立します。

#### ② 福祉資金貸付・住宅入居保証に関する支援

低所得に陥り、生活が不安定となった人には、日常生活で抱える多様な問題について気軽

に相談できる場所がないことから、「なばり暮らしあんしんセンター（仮称）」を起点となる相談場所と位置付け、生活再建の助言や福祉資金の貸付、住宅入居保証などを通し、自立にむけた相談・支援をすすめます。

### ③ 生活保護受給者・ボーダーライン層への支援

市社会福祉事務所と連携しながら生活保護ボーダーライン層に対し自立生活サポート事業を展開し、生活困窮世帯が経済的自立につながるよう日常的自立、社会的自立にむけた支援を個別的、継続的にすすめる体制を整備します。また、生活保護廃止後の世帯には再び生活保護受給に陥らないための支援（アフターフォロー）を行います。

## （２）機能充実にむけて新規に検討をすすめる事業

### 【住宅入居保証事業】

ひとり暮らし高齢者や障害者の中には、入居保証人を確保できずに賃貸住宅に入居できないような人がいます。最近では、保証人を確保できない賃貸人などを対象に民間の家賃債務保証サービスが普及しつつありますが、保証契約の締結に際して事前審査が行われるなど、社会的に弱い立場にいる人は、保証サービスを受けられないといった状況にあります。「なばり暮らしあんしんセンター（仮称）」は、公営住宅などへの入居を希望しながら入居保証人がいないなどの理由で、入居が困難な人に対する「住宅入居保証事業」の検討を新たにすすめます。

### 【社会的居場所づくり事業】

生活保護受給者で、稼働能力を有すると考えられる現役世代が急増しています。昨今の厳しい経済情勢のなか、就労に結びつきにくい人は、社会とのつながりを失い、地域で孤立してゆく傾向にあります。こうした人に対して、ボランティア等の居場所を提供することによって、日常生活自立、社会生活自立を目的とし、社会とのつながりを結び直す支援をすすめます。

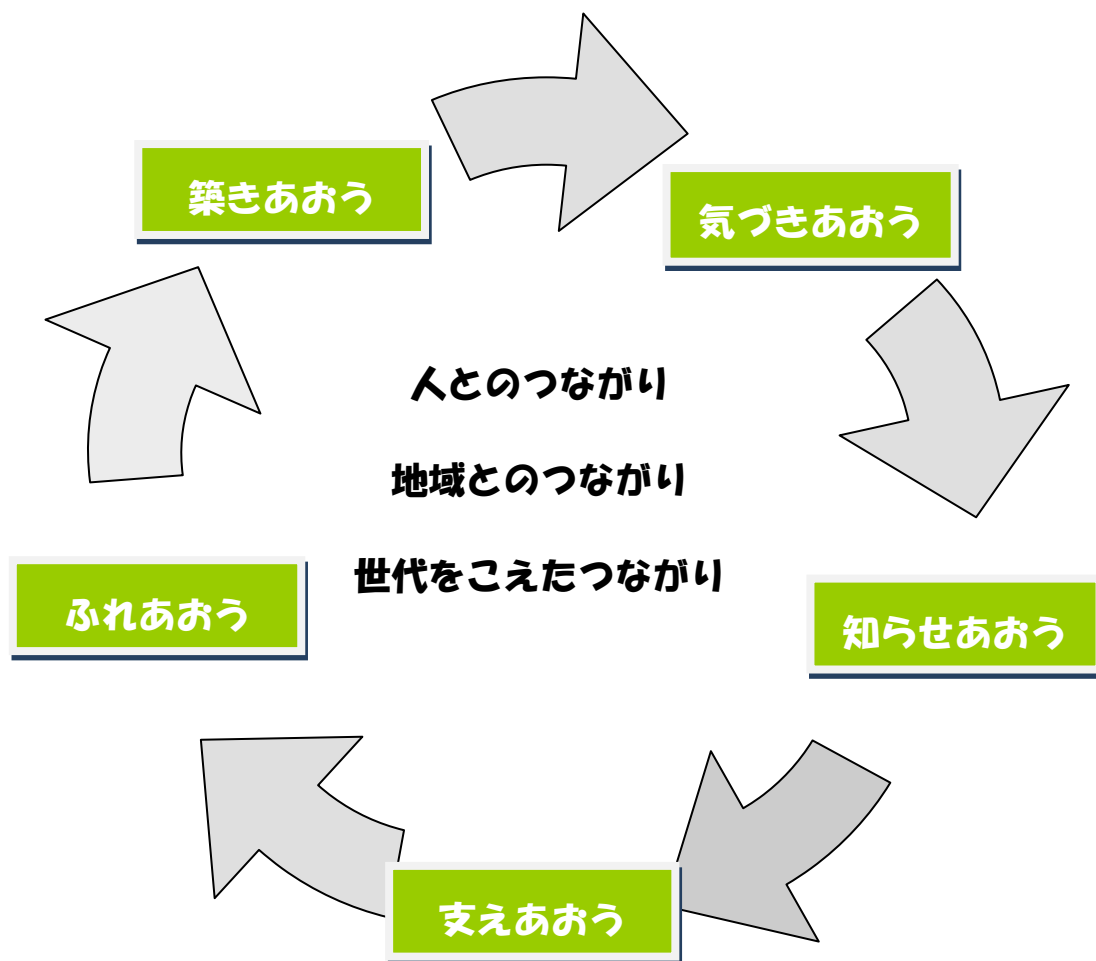
## （３）具体的な取組み

取組み項目	24年度	25年度	26年度
①法人後見事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人後見担当職員への教育、研修</li> <li>県内法人後見実施社協によるネットワークづくりへの参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人後見支援員の業務管理体制の整備</li> </ul>	→
②住宅入居保証事業の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅入居にかかる利用希望調査</li> <li>利用対象者、損害補償の範囲等の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施要綱の整備</li> <li>運用開始</li> </ul>	→
③社会的居場所づくり事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に密着した居場所（起点）の確保</li> <li>試行プログラム実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試行プログラムの評価、検証</li> <li>プログラムメニューの開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活支援員養成</li> </ul>

# 第5章

## 5つの推進項目

～一人ひとりの“気づき”から、みんなで“築く”へ～



## 1. 気づきあおう（地域福祉教育）

今住んでいる地域には様々な人が暮らしています。その人たちのことや暮らしの中での悩みに気づき、どんな困りごとがあるのかを知ることで、住み慣れたまちでともに安心して暮らせるための取組みへの一歩へつなげます。

【学校や当事者団体、行政等とともに、理解と協力の輪を広げるための福祉教育をすすめます】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
高齢者・障害者・妊産婦についての理解と思いやる心の育成	小・中学校の総合学習の時間や企業等に、高齢者・障害者・妊産婦等について学習できるメニューの提供	学習メニューの提供	→	→
	当事者団体や関係機関と福祉体験メニューの開発	検討・開発、学習メニューへの反映	→	→

【学校やボランティア団体等とともに、子どもたちがボランティア活動に気軽に参加できるきっかけづくりをすすめます】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
ボランティア活動へのきっかけづくり	参加者募集や子どもたちの活動の様子を掲載した「ふれあいだより」の発行、学級掲示による啓発	年3回発行 小・中学校の学級掲示	→	→
	赤い羽根共同募金について、学校（児童・生徒）を対象に啓発メニューの提供	学校での取り組み状況の把握 ボランティア等配分団体との啓発メニューの開発	啓発メニューの提供・実施	→

## 2. 知らせあおう（広報啓発活動）

地域福祉活動は、多くの住民の理解や協力があってはじめて広がりを見せます。

より多くの人に市内で実践されている様々な地域福祉活動を知ってもらうために、誰もが読みやすく親しみがもてる広報紙の発行や啓発事業の充実を図ります。

特に、子どもたちの福祉に関する興味や関心を引き出すきっかけとなるような情報紙の発行や、子育て中の保護者を対象にした福祉啓発の機会をつくります。

【学校やボランティア団体、企業等とともに、地域福祉活動を多くの住民に広く知ってもらうための活動をすすめます】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
ボランティアや福祉活動の広報・啓発	ホームページや地域福祉活動情報紙「なばりんく」(年6回発行)などによる地域の活動情報の発信	「なばりんく」設置場所の拡大	→	→
		ホームページや掲示パネルでの活動紹介記事随時掲載	→	→
社協の事業内容や役割等についての広報・啓発	小学生版「なばりんく」の発行	企画検討	内容検討	→
		年1回発行	年2回発行	→
	学級掲示	→	→	
	「なばりんく」による中・高校生への広報・啓発	学級掲示	→	→
	社協だより「ほほえみ」の内容充実	発行回数や掲載情報の見直し	→	→

【20代から40代の世代の人が参加したい(しやすい)活動を見つけます】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
事業参加を通じた広報・啓発	働きながら子育てをしている保護者を対象に、参加しやすい事業の企画・実施	保育所(園)保護者へのアンケート実施	参加しやすい事業の企画・実施	別の対象者へのアンケート実施・検討

### 3. 支えあおう（在宅支援、地域支援活動）

高齢者や当事者団体等が気軽に集まれる場を提供するとともに、住民同士が学び合い、ふれあい、助け合うことができるよう、幅広い人材の発掘や育成を効果的にすすめます。

【当事者家族の人が気軽に集える居場所を、当事者団体、民生委員児童委員やまちの保健室等とともにつくります】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
当事者家族の居場所づくり	巡回型介護者サロン「さくら喫茶」の内容充実	月1回開催 家族会との実施内容の見直し検討	充実実施	→
介護者同士の交流・リフレッシュの機会提供	参加機会を増やすためのメニューの充実	年3回開催 団体・関係機関とのメニュー検討	充実実施	→

【地域づくり組織や民生委員児童委員、ボランティア団体等が取り組む、“つながり”が途絶えないための誰もが気軽に集える居場所づくりを応援します】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
身近な地域での居場所づくりの充実と発展	ふれあい・いきいきサロンの活動支援	年1回交流会開催	→	→
		情報提供・出前講座	→	→
	各地域における災害時に備えたつながりづくりへの支援	各地域における取組みへの支援	→	→

【当事者団体や福祉施設等とともに、障害者と社会とのつながりづくりをすすめます】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
障害者のボランティア活動等社会参加支援	団体・関係機関とともに活動の場づくり等、サポート体制の整備	活動相談コーディネート 社協事業への参加 団体・関係機関と活動の場づくりについて検討	参加 →	→



#### 4. ふれあおう (交流活動)

ボランティア団体や福祉施設等、様々な団体や機関と連携し、子どもや高齢者、障害のあるなしに関わらず、立場や世代を超え一緒に楽しみながら交流できる取組みをすすめます。

【福祉施設やボランティア団体等とともに、施設利用者との世代間交流をすすめます】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
施設利用者と子どもたち(保護者を交えた)との交流の場づくり	福祉施設利用者と子どもやその保護者とが交流する機会の提供	ふれあい活動の実施  入所施設での交流追加企画	—————  ボランティア体験追加企画	—————  —————

【ボランティア団体や行政等とともに、子育て中の親子同士の交流の場を提供します】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
おもちゃ図書館の充実	子育て支援ボランティアとの連携による交流の機会の提供	ボランティアによる活動  おもちゃばこの定期開催(年6回)  ボランティア等との事業企画・実施	—————  —————  —————	—————  —————  —————
	移動おもちゃ図書館開催充実	子育てサロン等での開催	—————	—————

【ボランティア団体とともに、子どもたちのボランティア活動への参加を応援します】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
子どもたちのボランティア活動機会の拡充	ボランティア団体と連携し参加しやすい活動メニューの充実	ボランティア等との事業企画・実施	—————	—————

【高齢者や障害者、子育て中の親子等が音楽を通じて交流できる場を提供します】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
音楽を通じた交流の場づくりの拡充	「みんなで一緒に唄いませんか」参加対象の拡大	年12回開催  参加対象や開催場所の見直し検討	—————  —————	見直し  —————

## 5. 築きあおう (支援ネットワークの構築)

「つながりを実感できる暮らし創り」には、それを支える機関や団体、施設自体がつながり（ネットワーク）を持って関わるのが重要となります。


様々な関係者が、その所属や立場を超えて、必要に応じて協力し合えるしくみづくりをすすめます。

【地域づくり組織やボランティア団体等とともに、地域福祉活動が住民の理解と協力で継続できるしくみを構築します】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
募金と活動をつな げるしくみづくり	共同募金運動の展開	効果的な運動 の検討、展開	→	→
	地域福祉活動助成事業の推進	助成事業の実 施	→	見直し

【ボランティア団体や学校、地域づくり組織や福祉施設等が「課題」や「情報」、「知恵」を共有できるネットワークを構築します】

目標 (3年間で 実現したいこと)	目標を達成するための 具体的な取組み	24年度	25年度	26年度
活動者同士での課 題解決に向けた話 し合いの場の提供	配食ボランティアグループ連 絡会	年2回 研修内容検討	連絡会・研修会 開催	連絡会年2回
	ボランティアアドバイザー連 絡会	年6回	→	→
	福祉協力校連絡会	年2回	年3回	→
	地域福祉活動連絡会議	年3回	→	→
福祉施設との交流 の場づくり	各施設のボランティア担当職 員を対象とした交流会の開催	各施設への働 きかけ	年1回交流会 の開催	→



## 第 6 章

# 計画の策定と推進管理体制

## 1. 計画推進の進行管理

第2次地域福祉活動計画を推進するため、次のとおり定めます。

### (1) 推進体制

第2次地域福祉活動計画は3年の計画ですが、地域福祉活動の活性化を常に意識するために、地域福祉活動計画策定委員会委員より、地域代表1名と社会福祉活動団体の内から4名の合計5名の委員で構成する「名張市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、事業の進捗状況を推進管理していきます。

### (2) 進行管理

地域福祉活動計画推進委員会において、毎年、計画の進捗状況の確認を行い、評価、見直しを行います。

# 資料

1. 第2次名張市地域福祉活動計画 策定委員会名簿
2. 第2次名張市地域福祉活動計画 策定の経過
3. 名張市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
4. 用語説明

## 1. 第2次名張市地域福祉活動計画 策定委員会名簿

氏名	区分	役職名等	
井川 敏雄	地域代表	地域づくり代表者会議会長	副委員長
田中 耕造	社会福祉活動団体	名張市民生委員児童委員協議会連合会長	
平見 真由美	社会福祉活動団体	名張市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会長	
田中 恒紀	社会福祉活動団体	名張市身体障害者互助会長	
小倉 志津	社会福祉活動団体	名張市精神障害者家族会なばるの会代表	
寺田 伊三男	社会福祉活動団体	名張市手をつなぐ育成会理事長	
森田 俊子	社会福祉活動団体	配食ボランティアグループ友一友代表	
竹岡 博嗣	社会福祉活動団体	世代間交流事業実行委員会代表	
永田 祐	学識経験者	同志社大学社会学部社会福祉科准教授	委員長
高嶋 正広	行政関係	名張市健康福祉部健康福祉政策室長	

## 2. 第2次名張市地域福祉活動計画 策定の経過

日	内容	備考
【第1回】 平成23年 8月23日	【地域福祉活動計画策定委員会】 委員長及び副委員長の選出 第1次地域福祉活動計画の振り返り 第2次地域福祉計画の概要説明 第2次地域福祉活動計画の骨子（案）及び計画期間 第2次地域福祉活動計画策定スケジュール（案）	出席委員 10名
12月22日	名張市社協 理事会 第2次地域福祉活動計画（素案）について	
【第2回】 12月15日	【地域福祉活動計画策定委員会】 スケジュール内容の変更 第2次地域福祉活動計画（素案）について 第1章から第3章までの検討 第4章から第5章までの検討	出席委員 9名
【第3回】 平成24年 2月1日	【地域福祉活動計画策定委員会】 第2次地域福祉活動計画（素案）の検討について パブリックコメントについて	出席委員 9名
2月10日～ 2月20日	パブリックコメント（募集） 名張市社協ホームページ、窓口 市内各公民館・市民センター（15箇所）	
2月20日	第3回市地域福祉活動連絡会議 第2次地域福祉活動計画（素案）について説明	
【第4回】 3月6日	【地域福祉活動計画策定委員会】 パブリックコメント意見募集結果について 第2次地域福祉活動計画（案）について 地域福祉活動計画推進委員会の設置について	出席委員 9名
3月23日	名張市社協 理事会 承認	
3月26日	名張市社協 評議員会 報告	



### 3. 名張市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）と住民とが共に取り組む地域福祉推進の活動方針を示すための名張市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に関し、関係団体等の意見を反映させることを目的に、名張市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10名以内で構成する。

- 2 委員は、地域代表、社会福祉活動団体の代表者、学識経験者及び行政関係者のうちから協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 前1項に掲げる委員のほか、委員会が必要と認めるときは、他の者に関係者として出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 地域福祉活動計画推進にあたり、委員会のほか、協議会職員による「地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」を設置する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、協議会地域福祉課に事務局を置くものとする。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、活動計画の策定に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

## 4. 用語説明

### あ行

アドボカシー	援助の過程で利用者の利益を図り、生活の質を向上させるため主張や代弁を行い、権利を擁護する活動（権利擁護）です。
新たな貧困	制度の谷間にある「ちょっとした事柄への対応ができない人」やワーキングプアー（働く貧困層）や非正規雇用などにより貧困状態になることです。
遺贈	遺言で相続人以外の第三者に相続財産の一部または全部を贈与することです。
NPO	利潤追求や利益配分を行わず、自主的、自発的に公益活動を継続して行う民間非営利組織・団体です。
NPO 法人	平成 10 年施行の「特定非営利活動促進法」により法人格を認証された民間非営利団体です。法的には、「特定非営利活動法人」といいます。
エンパワメント	その人が持つ本来の能力を引き出すことです。
おもちゃ図書館	心身に障害があるために発達がおくれている子どもたちが、おもちゃとの出会いによって情緒や機能を発達させるとともに、障害のあるなしにかかわらず、子ども同士、ふれあう場をもてるようにとの願いから、名張市総合福祉センターふれあいに設置した施設です。

### か行

共同募金委員会	三重県共同募金会の定める諸計画に基づき、市内の地域福祉推進のため、この会の運営に住民の参加を図り、民意を十分に反映し共同募金運動を行うことを目的として設置した委員会で、名張市社協が事務局を担っています。
コミュニティ ソーシャルワーク	個人の尊厳を大切にし、福祉サービスを必要とする一人ひとりが地域社会において自立した生活をおくれるよう支援することを目的とした、社会福祉を実現させるひとつの方法です。（地域援助技術）
コミュニティ ソーシャルワーカー	地域において、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門知識を有する職員です。

## さ行

さくら喫茶	名張市社協の事業で、日頃家族の介護をしている人や介護経験のある人が気軽に集い、様々な介護に関する不安や悩みを語り合い、意見交換・情報交換をすることにより今後の介護の励みになるように、また、日頃のストレスを少しでも軽くしていただくための交流、つながりづくりの場です。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人の代理人として援助する人（後見人等）を選任する制度です。
善意銀行	住民からの善意に基づく金銭・物品をお預かりして、福祉活動や当事者等支援などの助成事業に活用するなど、支援を必要とする人への「善意の橋渡し」を行うもので、名張市社協に設置しています。
ソーシャルサポート	周囲の人々から与えられる物質的・心理的支援の総称です。
組織構成会員	名張市社協会員のうち、住民や福祉関連分野のみならず保健、医療、教育その他の関係団体や、地域福祉の推進に必要なあらゆる団体で、社協の基本的な構成員として位置づけられ、理事、評議員に選出される資格を有する会員のことです。

## た行

地域アセスメント	地域住民が何を求めているのか（ニーズ）正しく知るために、そのニーズがどんな状況から生じているのかを確認することです。地域福祉活動を行う前の情報収集と分析であり、支援活動に先立って行う一連の手続きをいいます。
地域担当職員	名張市社協において、各地域の地域福祉活動を支援するソーシャルワーク機能をもつ職員のことです。
地域づくり組織	地区公民館単位を基本とする名張市内 15 地域に設置されている組織で、地域住民や地域の各種団体等の参画により、地域の課題を解決する事業や住民に身近な事務事業に取り組む、包括的な自治組織です。
地域ビジョン	地域づくり組織において、地域の目標を明確にするため、地域の将来のあるべき姿、実現すべき姿を示したもので、市の総合計画の地区別計画に位置づけられるものです。

地域包括ケア 住み慣れた自宅や地域において最期まで安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、さらにはインフォーマルサービス（公的サービス以外）を、有機的に結びつけて、切れ目なく提供することです。

地区社協（地区社会福祉協議会） 地域の全ての住民がともに支えあい、助けあいながら安心して暮らせるよう、名張市内地区公民館単位で福祉活動に取り組む、地域内の住民で組織された活動組織です。（平成 21 年度地域づくり組織ができたことにより、地区社協を包含し地域福祉を推進していただくことから発展的解散をしました。）

地区社協連絡協議会 各地区社協の相互連携を密にし、積極的な事業活動を図ることを目的にした情報交換の場として設けた連絡会です。

当事者団体等 名張市においては、当事者団体としての身体障害者互助会、当事者家族会としての精神障害者家族会「なばるの会」、家族介護者の会「楓の会」、手をつなぐ育成会などの団体です。

## な行

任意後見制度 将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上相談や財産管理についての契約を結んでおく制度です。

## は行

パートナーシップ 同じ目的に向かって、多様な機関同士がひとつのものを作り上げていくうえで、互いの考え方や姿勢、行動を理解し、協力や協働（共同）をすることです。

福祉協力校 名張市内小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を対象に、体験活動を含めた学習や地域で暮らす人たちとの交流を通じて、身近な福祉課題に関心を持つきっかけづくりや社会福祉への理解促進を図る取組みをすすめる学校のことです。

福祉人材バンク 福祉活動を担うボランティア募集や人材育成を行い、名張市ボランティアセンターに登録し、その人材をコーディネートすることです。

ふれあい・いきいきサロン 地域住民が主体となり、集会所や民家などで、高齢者や子育て中の親子、障害者などが気軽に集える身近な交流、つながりづくりの場です。

法人後見 判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になる制度のことです。

ボランティアセンター ボランティア活動の推進・支援を目的として、名張市社協が運営しています。ボランティア活動に「関心がある」「参加したい」「手伝ってほしい」人たちのための日常的相談支援、人材育成、地域福祉教育推進、組織サポートなど、様々な情報や活動を集めて、ボランティア活動を応援するセンターです。

ボランティアコーディネーター ボランティア活動を行いたい人とボランティア活動の支援を求めたい人の間にあって、それぞれのニーズが充足されるために必要な支援等を行います。

ボランティアコーディネーター ボランティアコーディネーターを行う専門的な職員です。

ボランティアアドバイザー 名張市ボランティアセンター事業として養成した人で、自分自身もボランティア活動を行いながら、これから「ボランティア活動してみたい」という人や、すでに「ボランティア活動をしている」人に対し、自らの経験を活かして同じボランティアの立場で相談や助言をしたり、ボランティア活動への参加のきっかけをつくったり、情報提供などを気軽に身近で行う人です。

## ま行

まちの保健室 名張市直営による地域包括支援センターのブランチ（支部）であり、子どもから高齢者までの保健福祉に関する地域の身近な総合相談窓口として市内に15箇所設置されています。介護予防や健康教室の実施など福祉と健康づくりの支援を行います。

## や行

有償ボランティア ボランティア精神のもと、その活動に対価を伴うボランティアのことです。

平成 24 年 3 月発行

**社会福祉法人 名張市社会福祉協議会**

〒518-0718 三重県名張市丸之内 79 番地  
名張市総合福祉センターふれあい内

電 話	0595-63-1111
F A X	0595-64-3349
メー ル	info@nabarishakyo.jp

平成 24 年

3 月発行

**社会福祉法人 名張市社会福祉協議会**

〒518-0718 三重県名張市丸之内 79 番地  
名張市総合福祉センターふれあい内

電 話 0595-63-1111  
FAX 0595-64-3349  
メー ル info@nabarishakyo.jp